平成２９年（フ）第３１号
福島市町庭坂字新町24番地
債務者　後藤　　功
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５６号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート14棟305号
債務者　黒羽　瑞希
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５６号
茨城県龍ケ崎市大塚町2415番地１
債務者　櫻井　健一
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
茨城県龍ケ崎市大塚町2415番地１
債務者　櫻井　留美
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
千葉県君津市人見1131番地４
債務者　末松　正義
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３０号
長野県佐久市根々井917番地２　カスタム浅間407
債務者　青木　孝雪
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１５号
岐阜県高山市江名子町1914番地13
債務者　上林　謙治
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
滋賀県栗東市目川1422番地（Ｄ―103号）
債務者　谷　潤一郎
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０７号
滋賀県甲賀市甲賀町神2383番地
債務者　東　美智子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１１号
大津市大将軍３丁目20番１号　ビバーチェ瀬田103号
債務者　黒須万千美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２７号
滋賀県甲賀市土山町大野5042番地
債務者　辻本　敏寛
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３９号
滋賀県守山市矢島町1173番地１
債務者　村上　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
滋賀県栗東市下鈎1195番地33
債務者　今瀬美穂子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５０号
滋賀県栗東市林480番地（Ｂ―205号）
債務者　中島　忠弘
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６号
鳥取県鳥取市国府町稲葉丘３丁目311番地１　オーチャードＥ―101号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町国中508番地
債務者　石谷まり子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
鳥取県米子市目久美町34番地19　ラ・ネージュⅠ202号
債務者　立山あずさ
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２８８号
広島市西区鈴が峰町29番４―203号
債務者　若宮　憲子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部